


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市特別職職員の給与等に関する条例 東大和市職員の給与に関する条例施行規則			
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 改正理由 令和2年東京都人事委員会勧告に準じた、給与改定を実施するため					
(2) 主な改正内容 令和2年東京都人事委員会勧告に基づき、特別給（賞与）について、期末手当の支給月数を0.1か月（再任用職員は0.05か月）引下げ、年間支給月数を4.65か月から4.55か月（再任用職員は2.45か月から2.40か月）とする。 なお、引下げについては、令和3年3月支給分から実施し、3月の支給月額を0.25か月から0.15か月（再任用職員は0.13か月から0.08か月）とする。					
(3) 施行日 令和3年3月1日から施行。					
(4) 影響及び効果 東京都人事委員会の勧告に準じた改定であるため、適正な給与支給をすることが可能となる。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
令和2年10月 7日 人事院勧告 令和2年10月30日 東京都人事委員会の勧告 令和2年11月30日 職員組合から同意書を受理 文書課審査済					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 持ち回り庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和2年第4回市議会定例会に提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。